

平成25年度 行政監査結果報告書

「普通財産（土地・建物）の管理及び活用について」

平成26年4月

杉並区監査委員

目 次

第1 監査の範囲	1
1 テーマ選定の趣旨.....	1
2 監査の視点	1
3 監査の実施期間、対象とした普通財産及び方法.....	2
(1) 実施期間	2
(2) 対象とした普通財産及び対象部局	2
(3) 監査の方法.....	2
第2 監査対象の概要	3
1 地方公共団体における普通財産	3
2 杉並区における普通財産（土地・建物）の保有状況.....	4
(1) 推移	4
(2) 所管部課別保管状況	4
3 普通財産（土地・建物）の管理について	5
(1) 管理体制	5
(2) 登記	5
(3) 土地の界標と境界確認.....	6
(4) 財産台帳等への記録・管理.....	6
4 普通財産（土地・建物）の活用について	7
(1) 利活用の概況.....	7
(2) 維持管理.....	8
5 普通財産（土地・建物）の貸付けについて.....	9
(1) 貸付けの概況.....	9
(2) 貸付契約の締結.....	10

(3) 貸付期間.....	11
(4) 貸付料.....	12
6 普通財産（土地・建物）の処分等について.....	14
第3 監査結果.....	15
1 総括（基本的な評価）.....	15
2 意見・要望.....	16
資料編	
資料1 監査対象の普通財産（土地・建物）及び貸付状況一覧.....	18
資料2 杉並区公有財産管理規則.....	25

第1 監査の範囲

1 テーマ選定の趣旨

公有財産については、地方財政法第8条において、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と定められている。

杉並区の公有財産のうち行政財産として区分される施設（土地・建物）については、各施設の老朽化や施設サービスに対する区民ニーズの変化などの環境の変化を踏まえ、施設再編整備計画が策定され、これに沿った取組が始まろうとしている。

他方、区が保有する普通財産（土地・建物）をみると、近年、事業の見直しに伴う行政財産の用途廃止、施設運営の民営化に伴う貸付けなどにより増大し、内容も変化してきている。

普通財産については、「これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又は、これに私権を設定することができる」（地方自治法（以下「法」という。）第238条の5）とされており、区民の共有財産として管理の適正を図り、有効に活用することが求められているところである。

今回の行政監査では、公有財産における比重が増大している普通財産（土地・建物）の管理及び活用について、その現状を把握し、財産として有効に活用されているか、貸付けは適正に行われているかなどについて監査を行うこととした。

2 監査の視点

- ア 公有財産台帳（以下「財産台帳」という。）等の記録・管理は適切になされているか
- イ 普通財産（土地・建物）は有効に活用されているか、また、維持管理は適切になされているか
- ウ 貸付けは適正に行われているか（貸付手続、貸付条件の設定、貸付料の減免の適用など）

- エ 普通財産（土地・建物）の処分は適切になされているか

3 監査の実施期間、対象とした普通財産及び方法

(1) 実施期間

平成 25 年 10 月 28 日から平成 26 年 4 月 25 日まで

(2) 対象とした普通財産及び対象部局

平成 25 年 10 月 1 日を基準日として、区が保有する普通財産の土地 88 件・建物 89 件の全てを監査対象とした。また、平成 24 年度から基準日までにおいて、取壊し、売払いの処分等を行ったもの（土地 8 件・建物 10 件）についても対象とした。

(注) 土地・建物の件数は財産台帳に基づくもの。

監査対象部局は以下のとおりである。

部	課
総務部	職員課、経理課
区民生活部	管理課、文化・交流課、産業振興センター
保健福祉部	障害者生活支援課、高齢者施策課、高齢者 在宅支援課、保育課
都市整備部	まちづくり推進課、交通対策課、みどり公園課
教育委員会事務局	庶務課、学校整備課、スポーツ振興課

(3) 監査の方法

ア 説明聴取

各普通財産の概要及び課題などについて、所管課からの説明聴取を行った。

平成 25 年 12 月 13 日

イ 資料調査

各普通財産の概要及び活用状況などについて、調査票により調査するとともに関係資料を徴取した。

資料提出：平成 25 年 11 月 15 日から平成 25 年 12 月 4 日

資料調査：平成 26 年 1 月 6 日から平成 26 年 3 月 31 日

第2 監査対象の概要

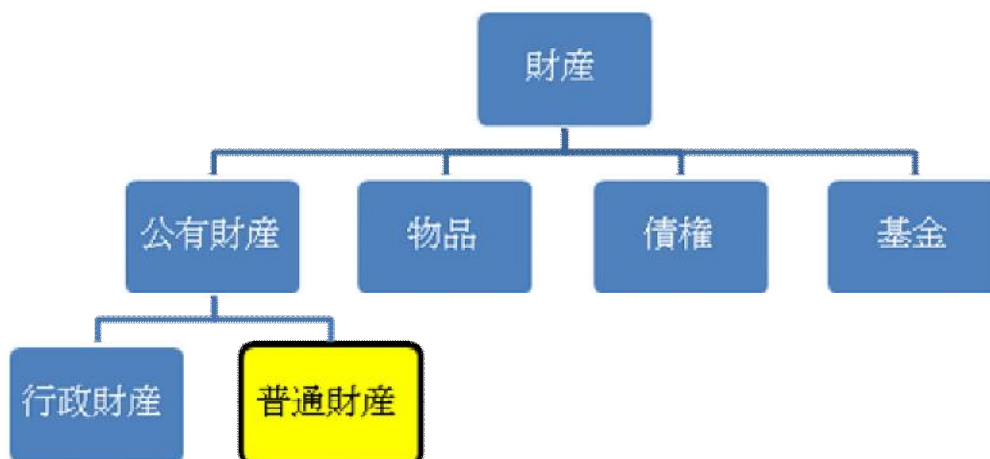
1 地方公共団体における普通財産

地方公共団体の所有する財産については、法において次のように規定されている。

- ① 財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。(法第 237 条第 1 項)
- ② そのうち公有財産は、行政財産と普通財産に分類される。(法第 238 条第 3 項)
- ③ 行政財産は公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産は行政財産以外の一切の公有財産とされている。(法第 238 条第 4 項)
- ④ 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。(法第 238 条の 5 第 1 項)

そして、「普通財産は、行政財産のように行政執行上直接に使用されるべきものではなく、その経済的価値を保全発揮することにより、間接的に普通地方公共団体の行政に貢献することとなるものであり、原則として一般私法の適用を受けて管理・処分されるべき性質のもの」とされている。（「新版逐条地方自治法」より）

地方公共団体における普通財産の位置づけ(図)



2 杉並区における普通財産（土地・建物）の保有状況

(1) 推移

区保有の普通財産(土地・建物)のこの15年間の推移をみると、平成10年度に比べ平成25年度には土地が約8倍の29.3万㎡余、建物が約6倍の約4.8万㎡余となり、大幅に増加している。(表1参照)

区外の宿泊施設の民営化、介護保険をはじめとする福祉制度改革に伴う福祉施設の民営化、旧南伊豆健康学園の廃止に伴う行政財産の用途廃止などが主な要因である。

平成25年度の基準日現在における普通財産（土地・建物）の台帳価格は、土地175億8,908万円余、建物59億7,409万円余であり、総価格は235億6,318万円余となっている。

	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度
土地	36,630	260,938	265,051	293,632
建物	7,668	29,346	52,404	48,407

(注) 1. 平成25年度は基準日現在、ほかは各年度末現在。
2. 建物は延べ床面積。

(2) 所管部課別保管状況

基準日現在の所管部課別の普通財産（土地・建物）の保管状況は次のとおりである。(表2参照)

監査対象部課		土地	*	建物	*
総務部	職員課	1 (884.90)		4 (2,110.39)	
	経理課	22 (24,964.02)	5	4 (933.19)	1
区民生活部	管理課	5 (223,665.82)		28 (19,360.87)	
	文化・交流課	1 (2,882.85)			
	産業振興センター	2 (3,348.00)			
保健福祉部	障害者生活支援課	9 (7,353.83)		7 (4,853.99)	1
	高齢者施策課	16 (21,610.67)		23 (15,374.49)	
	高齢者在宅支援課	1 (30.00)		7 (740.90)	
	保育課	5 (4,767.77)		6 (2,203.20)	1
都市整備部	まちづくり推進課	24 (2,335.33)	3	2 (863.37)	
	交通対策課	1 (600.00)		1 (840.07)	
	みどり公園課				4
教育委員会事務局	庶務課	1 (1,188.68)		7 (1,126.16)	
	学校整備課				2
	スポーツ振興課				1
計		88 (293,631.87)	8	89 (48,406.63)	10

(注) 1. 外形上は一体的な財産でも台帳にて個別に登録されている場合は各1件として集計。
2. カッコ内は、面積(建物は延べ床面積)
3. *欄は、平成24年度から基準日までに行われた取壊し、売払い等の処分の件数で外数。

3 普通財産（土地・建物）の管理について

区における普通財産（土地・建物）がどのように管理されているか、財産台帳等への記録・管理は適正に行われているかについて検証した。

（1）管理体制

公有財産などの財産を取得、管理及び処分する権限は、法第 149 条第 1 項第 6 号により地方公共団体の長に属すると規定されており、法第 238 条の 2 では公有財産に関する長の総合調整権が規定されている。

公有財産の管理に関する事務については、杉並区公有財産管理規則（以下「規則」という。）及び杉並区教育財産管理規則が定められており、財産管理事務の総括は総務部長が行うとされている。（規則第 4 条）。

普通財産の管理に関する事務については、経理課長が行うとされているが、普通財産の保管の特例として、経理課長において引継を受け保管することが技術上困難なものなどについては、協議のうえ財産を所管する課長又は教育委員会に保管させることができるとしている。（規則第 6 条、第 8 条）

これらによる所管課別の保管状況は、表 2 でみたとおりであり、保管の特例に該当するものが多くなっていた。

また、規則第 12 条では「財産の保管に関する事務を分掌する課長は、その所管する事務所または事業所に財産保管責任者をおく」としている。しかし、財産保管責任者について、具体的な担任区分を定めた指名の手續等は行われておらず、その設置は組織的に不明確な実態となっていた。

（2）登記

地方公共団体の所有する不動産については、不動産登記法附則等において登記義務までは課されていないが、規則第 15 条では「登記又は登録をすることができる財産を取得したときは、経理課長は、速やかにその手續をとらなければならない。ただし、登記又は登録をする必要がないと認められる場合は、これを省略することができる。」としている。

登記の状況をみると、土地は全て登記されていたが、他方、建物の登記は 1 割以下であった（7 件）。

登記事項については、平成 17 年度行政監査において登記事項証明書の定期的な取得により確認するよう求めたところ、区長より財産価格評価改定時の 2 回に 1 回は取得するよう指導に努めるとの通知がなされた経緯がある。土地の登記事項証明書の取得状況をみると、平成 20 年以降に取得・確認されたものが 6 割（53 件）となっていたが、長期間取得されていないものや未取得のものが 3 分の 1（30 件）あった。

(3) 土地の界標と境界確認

規則第 17 条は「所管する土地と隣地との境界には、界標を立て、常にその境界を明らかにしておかなければならない。」としている。

所管課による界標設置の確認状況をみると、3分の2（59件）の土地については、前回確認から5年以内に行われていた。他方、10年以上の長期にわたり確認がされていないものも少なくなく（7件）、残地及び私道などについては界標の確認は行われていなかった（14件）。

また、一部に界標の位置のずれ（1件）や滅失（3件）のあることが確認された。

ところで、規則第 17 条第 2 項は「所管する建物には、区有建物標によって区の所有するものである旨を表示しなければならない。」としているが、区有建物標の様式は具体的に定められておらず、表示の実績もなかった。

(4) 財産台帳等への記録・管理

財産台帳は、公有財産管理の基礎的帳簿としての性格をもっている。規則第 18 条は「課長は、その保管に属する財産について、価格その他別に定める財産の管理に必要な事項を財務会計システムに記録して台帳を整備し、変動のあった都度、補正しなければならない。」としている。加えて、規則第 43 条では「財産管理事務を処理するため、財産総括簿、財産増減異動整理簿、行政財産使用許可簿、普通財産貸付簿のうち必要なものを備え、財産に関する一切の事項を記録整理しなければならない。」としている。

区は、平成 21 年 7 月に現行の財務会計システム内に公有財産管理システムを導入し、上記の財産台帳から普通財産貸付簿までを整備しており、普通財産についても電子的記録によって台帳管理されていた。

なお、財産台帳の記録項目等については、規則第 18 条で「価格その他別に定める財産の管理に必要な事項」としている。これに相当する具体的な定めは見当たらなかったが、稼働している公有財産管理システムにおいてその記録項目は土地、建物ごとに適切に設定されていた。

財産台帳は、一部に誤記載がみられたものの、全般的には適正に記録管理されていると認められた。

土地・建物の財産台帳上の価格については、新規取得時には取得価額、その後は3年毎に行われる固定資産評価額の評価替えに合わせて再評価されており、直近では平成 24 年度に価格の改定が行われていた。

普通財産に係る貸付情報については、普通財産貸付簿により記録・管理されている。しかし、公有財産管理システムの運用開始以前から貸付けが行われていた土地、建物の貸付情報については未登録のままであった。（済美会貸付地など 18 件）

4 普通財産（土地・建物）の活用について

区における普通財産（土地・建物）はどのように活用されているか、維持管理は適切に行われているかについて検証した。

（1）利活用の概況

普通財産（土地・建物）の利活用の状況をみると、およそ次のようになっていた。（表3参照）

ア 民営化等に伴い貸し付けられているもの

民間活力を活用した施設運営の民営化等に伴い、普通財産に転換し、民間事業者へ貸し付けているものが多数あり、宿泊施設、障害者や高齢者等の福祉施設、自転車駐車場、PFI事業による公共文化施設（杉並公会堂）などがある。また、事業の見直しにより用途廃止した土地や建物を福祉サービスのために事業者に対し積極的に貸し付け、有効活用しているものも増加している。

その他、区外郭団体等への事務所用途の貸付け、電気、ガスなど公益的な事業のための電柱等の設置のための貸付けなどが行われている。なお、民営化宿泊施設・湯の里杉菜については、売却に向けた取組が進められていた。

イ 普通財産として利活用しているもの

普通財産として位置づけて区が利活用しているものとして、区職員住宅及び教職員住宅、不燃化促進住宅がある。そのほか、区民農園、区施設に隣接した私道などがある。

ウ 将来的な利用の方針・計画があり、保有しているもの

福祉施設設置の利用計画があり保有している土地として、（旧）歯科保健医療センター等や荻窪三丁目用地がある。蚕糸試験場跡地周辺地区の地区計画道路等の整備により生じたまちづくり用地については、一部売却を含む取扱方針が定められており、その一部は関係地域団体に管理委託されている。

エ その他の残地

まちづくり用地や地区計画道路用地の狭小な残地がある。

オ 未利用の主なもの

現時点で活用されていない主な未利用の普通財産（土地・建物）としては、①旧杉並区立富津学園の土地、②旧南伊豆健康学園の土地、③堀ノ内一丁目住宅用地・同住宅、④公共施設用代替地の4件があげられる。

①と③については、売却に向けた一定の取組が行われているが、①は開発に規制のある土地であること等から長期にわたり売却は難航している。②については、特別養護老人ホームの整備の可能性について検討がなされている。④は本来的には道路整備等の方針があるが、長期間、事業化に至らず停滞している。

普通財産（土地・建物）の利活用の状況をみると、一部に未利用、低利用の土地がみられたが不適正に放置されているようなものはなく、全般的には有効活用の観点から注意が払われていると認められた。

普通財産の利活用状況(表3) (件)

分類	土地	建物
ア 民営化等に伴い貸し付けられているもの	35	71
イ 普通財産として利活用しているもの	22	17
ウ 将来的な利用の方針・計画があり保有	24	—
エ その他の残地	3	—
オ 未利用の主なもの	4	1
計	88	89

(2) 維持管理

普通財産（土地・建物）の維持管理の状況をみると、未利用の土地などでは、不法占拠や滅失・毀損などのないよう区所有の旨を示す看板や簡易なフェンスを設置するとともに、周辺環境に配慮した管理が行われていた。

また、貸付けが行われている建物については、契約書等において区と借受者の管理・負担区分が定められ、概ね大規模修繕は区の負担、日常的な維持管理を含む小規模修繕は借受者の負担とする規定が設けられており、法定点検は営繕課の所管とされていた。

平成24年度監査において、民営化された障害者の就労支援通所施設に関して、借受者と所管課間の意思疎通が十分ではなく、維持管理の不適切が確認された事例がみられており、民営化などにより民間事業者に長期にわたり維持管理を委ねる財産（土地・建物）を良好に保全していく上で、留意すべき課題があることがうかがえた。

5 普通財産（土地・建物）の貸付けについて

普通財産（土地・建物）の貸付けについて、目的・用途、貸付期間や貸付料などの貸付条件の設定は適正に行われているかなどについて検証した。

（1）貸付けの概況

普通財産（土地・建物）の貸付けは、電気事業のための電柱なども含めると土地 88 件中 55 件、建物 89 件中 74 件において行われ、同一の財産に係る複数の貸付けがあることから延べ貸付件数は 160 件となっていた。普通財産の土地と建物の各総面積に占める割合はともに 87%にのぼる。

用途別の貸付状況は表 4 のとおりであるが、その主なものをみると次のとおりであった。

民営化した 4 つの宿泊施設は、土地及び建物の貸付けの面積に占める割合（土地の 86%、建物の 43%）が大きく、貸付先はいずれも株式会社である。

高齢者、障害者、保育の福祉施設関係の貸付けは、土地 29 件、建物 42 件であり、建物の貸付総面積比では 5 割強となっており、社会福祉法人、株式会社及び特定非営利活動法人などに貸し付けられている。

また、公共文化施設のために杉並公会堂用地が P F I 事業者（株式会社）に貸し付けられている。

用途別の貸付状況(表4)

(件、㎡)

貸付用途	土地		建物	
	延べ貸付	貸付面積	延べ貸付	貸付面積
民営化宿泊施設	4	221,282.92	27	18,181.31
高齢者福祉施設	18	22,901.20	29	14,640.11
特別養護老人ホーム等	6	8,181.43	1	3,168.75
ケアハウス整備等事業(PFI)	2	4,647.01	2	4,467.32
高齢者在宅サービスセンター等	4	3,344.08	14	5,705.85
高齢者グループホーム等	4	5,418.06	3	557.29
高齢者ショートステイ	1	1,280.62	—	—
地域包括支援センター等	1	30.00	9	740.90
障害者福祉施設	7	6,782.10	7	4,853.99
就労継続支援B型事業等の通所施設	6	6,282.20	6	4,291.78
重度知的障害者用グループホーム等	1	499.90	—	—
障害者福祉会館	—	—	1	562.21
保育施設	4	2,211.14	6	2,124.93
認可保育園の運営	2	1,638.70	3	1,181.39
認証保育所等の運営	2	572.44	2	735.34
ひととき保育事業等	—	—	1	208.20
公共文化施設 杉並公会堂	1	2,793.91	—	—
自転車駐車場	1	600.00	1	792.64
事務所等	—	—	5	1,521.33
公益的事業	42	376.48	1	54.66
その他	7	437.73	—	—
計	84	257,385.48	76	42,168.97

(注) 建物は延べ床面積。

さらに、公益的事業のための貸付けでは、電気、ガス、通信等の設備設置のために株式会社に対し土地の一部が、防災設備などのために東京消防庁や公共的団体（町会・自治会）へ土地等の一部が貸し付けられており、件数は多いが、電柱などであるため貸付面積は小さい。

その他、区外郭団体（シルバー人材センター）等に対する事務用途での建物の貸付け、地域町会等に対する一部まちづくり用地の貸付けがある。また、一部、個人への宅地等の貸付けがあった。

貸付先別の件数、面積は表5のとおりである。民営化等に伴う貸付けにあっては公募による事業者の選定が行われており、それ以外のものも含めて貸付けの相手先や理由に特に問題は見当たらなかった。

貸付先別の貸付状況(表5)

(件、㎡)

貸付先	土地		建物	
	貸付	貸付面積	貸付	貸付面積
株式会社	41	233,254.29	38	24,131.96
社会福祉法人	20	22,246.32	24	13,813.05
特定非営利活動法人	3	1,281.99	7	2,090.09
公益社団法人	—	—	3	1,452.88
公益財団法人	—	—	1	562.21
地域・町会等	4	236.51	1	19.40
個人	3	201.22	—	—
公共団体	13	165.15	—	—
医療法人	—	—	2	99.38
計	84	257,385.48	76	42,168.97

(注) 建物は延べ床面積。

(2) 貸付契約の締結

普通財産（土地・建物）の貸付契約（協定書、覚書を含む。）は全体で94件あり、有償貸付けは賃貸借契約、無償貸付けは使用貸借契約がそれぞれ締結されていた。

福祉施設及び民営化宿泊施設では、土地と建物を一体的に貸し付けている契約が少なくないが、一部の契約において、敷地の維持管理や使用制限について付属する覚書には記載があるものの、契約書自体に土地の貸付内容が明記されていないものがあった。（高齢者在宅サービスセンター荻窪ふれあいの家、特別養護老人ホーム上井草園など5件）

規則第31条は、貸付期間の更新、契約解除、現状回復及び転貸禁止などの必要な事項は貸付契約書に記載すべきと規定しているが、一部これらの事項の記載が不十分な契約書がみられた。

貸付期間の更新について、規則第31条は「契約期間満了の6月前を申出期限とすること。」としているが、満了1カ月前までなどの短い期間を設定している契約が4割あり、一部に更新条項のない契約があった。

また、実際の更hands続をみると、契約で定めた更新申請等の期限を過ぎて手続を行っていたものが、公益的事業の契約などで少なからず見受けられた。

(3) 貸付期間

普通財産の貸付期間について、規則第29条は、区長が特に必要と認める場合を除き「次に掲げる期間を超えることができない」として、土地は、臨時的使用の場合は2年、それ以外は30年とし、建物は、臨時的使用の場合は1年、それ以外は5年と規定している。

貸付期間の取扱いをみると、最短1年（土地、建物）から最長50年（土地）まで様々な期間が設定されていた。

最長50年の土地の貸付けは、高齢者福祉施設（高齢者グループホーム・ショートステイ）と保育施設（認可保育所）の定期借地権設定によるものである。PFI方式による杉並公会堂用地も32年9カ月の長期間となっている。

民営化宿泊施設に係る土地、建物はいずれも3年の期間で更新していた。

他方、福祉施設用途での貸付期間は表6のとおり多様である。これらには、①同種の施設でありながら異なる貸付期間が設定されているもの（障害者就労支援通所施設・認可保育園など）②事業委託契約期間が3年であるにもかかわらず建物の貸付期間は1年と不整合であるもの（地域包括支援センター）③継続的事業でありながら臨時的使用に相当する短期間（1年）とされているもの（認証保育園）などが含まれており、貸付期間の設定に問題が見受けられた。

福祉分野における用途別の貸付期間(表6)

(件)

		1年	2年	3年	5年	10年	20年	30年	50年	計
高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム (工事含む)	土地		2	1					3
		建物								
	ケアハウス(PFI)	土地						2		2
		建物						2		2
	高齢者在宅サービス センター	土地			5					5
		建物		1	13					14
高齢者グループホーム	土地						2	1	1	4
	建物						2			2
地域包括支援センター	土地	1								1
	建物	8		1						9
障害者福祉施設	就労継続支援B型事業等の通所施設	土地				2	2	2		6
		建物				2	4			6
	重度知的障害者グループホーム	土地							1	1
		建物								
保育施設	認可保育園	土地				1			1	2
		建物	1				2			3
	認証保育所	土地	2							2
		建物	2							2
計	土地	3	2	6	2	3	6	2	2	26
	建物	11	1	14	2	6	4	0	0	38

(注) 1年未満の月数は近似の年とする端数処理を行った。

(4) 貸付料

平成 24 年度決算における普通財産貸付料の財産収入の実績は、土地及び建物の合計で 8,382 万円余（土地 1,598 万円余、建物 6,784 万円余）となっている。

法第 237 条第 2 項において、普通財産は適正な対価なくして譲渡若しくは貸し付けてはならないとされており、貸付料を得ることを原則としている。

一方、財産を無償又は時価より低い価額での貸付けについて、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第 4 条第 1 項は「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」及び「特に必要があると認めるとき」にできると定めている。

普通財産（土地・建物）の貸付料の取扱いについては、原則どおりの有償貸付け（以下「有償貸付け」という。）、減額貸付け及び無償貸付けがあり、その状況は表 7 のとおりである。無償貸付けが最も多く、貸付件数に占める割合は土地では 4 割、建物では 8 割をそれぞれ超えていた。

用途別の貸付料の取扱い状況(表7) (件)

貸付用途	有償				無償		計
			減額		土地	建物	
	土地	建物	土地	建物			
民営化宿泊施設					4	27	31
高齢者福祉施設		6	8		7	22	43
障害者福祉施設					6	6	12
保育施設	2	2	2	2		2	10
公共文化施設					1		1
自転車駐車場	1	1					2
事務所等		1				4	5
公共的事業 (電気・ガス・防災設備等)	28				14	1	43
その他	2				5		7
計	33	10	10	2	37	62	154

ア 有償貸付け

有償貸付けは土地 33 件、建物 10 件であるが、件数が最も多いのは電気、ガス等の公益的事業の用途で行われる土地等の一部貸付けの場合である。

そのほか、高齢者福祉施設の一部（認知症高齢者グループホーム、ケアハウス等）に係る建物、保育施設の一部（認証保育所）に係る土地・建物、個人に対する宅地などについて有償貸付けが行われていた。

イ 減額貸付け

減額貸付けは、土地 10 件、建物 2 件である。減額貸付けは、一部の高齢者福祉施設及び保育施設について行われていた。

減額貸付けに係る用途、相手先などの状況は表8に掲げたとおりであるが、減額割合をみると、高齢者福祉施設の場合は大半が3分の2減額となっており、保育施設（認可保育園分園）では5分の4という高い減額割合が適用されていた。

減額貸付けの状況(表8)

減額割合	用途	種別	財産	相手方
2分の1	高齢者福祉施設	高齢者グループホーム等用地(1件)	土地	株式会社
3分の2	高齢者福祉施設	ケアハウス(2件) 高齢者グループホーム等用地(1件)		
		高齢者ショートステイ施設用地(1件) 高齢者グループホーム等用地(1件) 高齢者在宅サービスセンター用地(2件)		
	保育施設	認可保育園(1件)		社会福祉法人
5分の4	保育施設	認可保育園(1件)		
		認可保育園(1件)	建物	

ウ 無償貸付け

無償貸付けは、土地 37 件、建物 62 件と最も多い。主なものでは、民営化宿泊施設、杉並公会堂用地、全ての障害者福祉施設に係る貸付けがあげられる。民営化宿泊施設の契約では、営業利益の2分の1相当額を区へ支払う内容となっている。

このほか、一部の高齢者福祉施設（地域包括支援センター、高齢者在宅サービスセンター）及び保育施設（認可保育園、ひととき保育事業）について、さらにシルバー人材センターに対する事務所についても無償貸付けが行われていた。

減額貸付け及び無償貸付けの多くは、民間活力の活用にあたり、時々の事業を取り巻く環境等を考慮し、事業者の参入を促進するための誘導支援策として実施されてきたものと思われるが、同種の福祉施設でも異なる取扱いが行われているなど、問題が見受けられた。

高齢者在宅サービスセンターについては、事業の安定化を背景に他事業者との公平の観点から見直され、平成25年度契約更新分より順次有償化（減額）を図るとされたが、それ以外の福祉施設関係の貸付けでは、当初決められた減額や無償の取扱いがそのまま継続されていた。

なお、貸付料の算定に関して、規則第30条は、貸付料を「適正な時価により評定した額をもって定めなければならない」と規定しているが、「適正な時価により評定した額」について具体的な指針等は定められておらず、実際の貸付料の算定方法をみると、土地について不動産鑑定評価額や路線価を基礎に算定したもの、建物について近隣の家賃相場や施設の整備費で算定したものなど、用途や態様に応じて様々な方法が用いられていた。

6 普通財産（土地・建物）の処分等について

平成 24 年 4 月から基準日（平成 25 年 10 月 1 日）までを対象に、普通財産（土地・建物）の処分が適正になされているかについて検証した。

規則第 39 条は、普通財産の売却価格は「適正な時価により評定した額をもって定めなければならない。ただし、一般競争入札または指名競争入札によって売払うときは、落札価格をもって売払価格とする。」としている。また、規則第 41 条は、「別に区長が定めるもの」を除き、杉並区財産価格審議会の議を経ることとしており、評定額（標準地比準方式）1,000 万円未満のものや旧水路敷等の法定外公共物は、付議を要しない取扱いとされている。

区による一般的な土地の売払いの場合、法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、まず隣接地権者と売買交渉を行い、これが不調の場合は競争入札により売却することとしており、周辺住民に配慮した妥当性のある取扱いが行われている。

監査対象期間中に売却された普通財産の土地は、表 9 のとおり 5 件であった。いずれも、隣地の土地所有者、開発業者からの申請により随意契約を交わしたものである。これらに関する手続及び処分価格の決定は適正に行われていた。

売払いの状況(表9)

相手方	土地	面積(m ²)	売却額(円)	売却価格決定方法
不動産会社等	(旧)杉並清掃事務所車両一時待機所 (成田東4丁目)	385.56	165,790,800	財産価格審議会へ付議
個人 (隣接土地所有者)	旧道路敷	114.04	15,826,000	路線価を基に算定した額で交渉
	旧水路敷	50.22	7,652,000	
	宅地	9.56	3,317,320	
	旧水路敷	15.35	2,247,000	
計		574.73	194,833,120	

行政財産への異動に伴う所管換え(用途変更)は、都市計画用道路用地の 3 件であった。いずれも区道への編入により都市整備部まちづくり推進課から同部土木管理課へ所管換えされたものである。これに伴う用途変更手続及び異動処理は適正になされていた。

また、取壊しを行った建物は、旧南伊豆健康学園や旧高井戸第二小学校など 10 件あった。これに伴う用途廃止等の手続等は概ね適正になされていた。

第3 監査結果

1 総括（基本的な評価）

区が保有する普通財産は、この15年間で大幅に増加し、土地約29.3万㎡、建物約4.8万㎡となっている。これらを適切に維持管理し、また、時代の変化に対応しつつ有効に活用していくことは、持続可能な行財政運営のために取り組むべき重要な課題といえる。

そこで、平成25年度の行政監査では、区が保有する普通財産である土地及び建物について、管理、利活用、貸付け及び処分などが適正に行われているかを視点として調査し、検証を行った。

調査結果は「第2. 監査対象の概要」に記述したところであるが、「監査の視点」に沿ってその内容を総括すると次のとおりである。

ア 公有財産台帳等の記録・管理は適切になされているか

普通財産（土地・建物）について、システム化された公有財産台帳に必要事項を記録・管理する環境が整備され、適時更新されていた。

他方、普通財産貸付簿に一部未登録の情報があるなど是正すべき点が認められたが、全体としては公有財産に関する記録・管理は適切に行われていると評価できる。

イ 普通財産（土地・建物）は有効に活用されているか。また、維持管理は適切になされているか

区外宿泊施設や福祉施設などの民営化と事業の見直しにより用途廃止した財産の福祉サービスへの積極的な活用が図られており、民間事業者に対する普通財産（土地・建物）の貸付けは飛躍的に増大し、有効活用策として重要な位置を占めている。

他方、一部に未利用・低利用地がみられたが、不適正に放置されているものはなく、全般的には有効活用に注意が払われていると認められた。

ウ 貸付けは適正に行われているか

区が保有する普通財産（土地・建物）の総面積に占める貸付けの割合は9割近くに及んでいる。

貸付先や貸付理由に問題がある事案は見当たらなかったが、福祉施設の貸付条件（貸付期間や貸付料の算定及び減免など）については、当初の契約時に個別に判断された取扱いが、多くの場合、その後も継続されている。

貸付けについては、今後、さらに増加が見込まれる中で、事業環境の変化等に的確に対応しながら、より適正な運用を確保していくことが必要であると認められた。

エ 普通財産（土地・建物）の処分は適切になされているか

監査対象期間に行われた普通財産（土地・建物）の売却、用途変更及び取壊しについて確認したところ、それらの処分は適切に行われていたと認められた。

2 意見・要望

以下、主要な課題と問題点について意見・要望を述べる。

(1) 貸付けについて

普通財産（土地・建物）の貸付けについては、改善を要する次の問題が見受けられた。

- ① 貸付料は、「適正な時価により評価した額をもって定めなければならない」（規則第30条）とされているが、算定方法に関する具体的な指針がなく、貸付けごとに様々な算定が行われている。
- ② 民営化等に伴う貸付けでは、事業者の参入を促す誘導支援等の観点から貸付料の減額又は無償貸付けの措置がとられてきたが、多くの場合、その後の検証が行われずに継続されている。また、貸付料の減額等について、同種の福祉施設・サービスに係る貸付けの間で異なる取扱いもみられる。
- ③ 貸付期間についても、同種の福祉施設であるにもかかわらず期間の設定が異なるものや事業委託契約期間との整合が図られていないものなどがある。
- ④ 貸付契約書に必要な基本条項の記載が不十分なものや、「契約期間満了の6カ月前」（規則第31条）とされている更新手続期限について短い期限が設定されるなど、適切とはいえないものがある。

上記の問題状況を踏まえ、今後も増大が見込まれる貸付けについて、的確な対応を図るため、貸付料の算定方法、貸付料の減免、貸付期間及び更新手続など基本的な事項に関する取扱いの指針や基準を要綱等として整備する必要がある。

また、いうまでもなく普通財産（土地・建物）は区民の貴重な共有財産である。貸付料の減額や無償の取扱いについては、貸付けの政策目的と当該事業を取り巻く社会的環境の変化などを踏まえ、その必要性、妥当性を十分に検証し、必要な見直しに取り組むよう要望する。

(2) 建物（施設）の良好な保全について

貸し付けた建物（施設）の維持管理については、借受者との間で基本的な役割分担を定めて行われているが、今後、それらの建物を長く活用していくためには、保全について一層の留意が求められる。

所管課（担当職員）と借受者が保全の重要性について認識を共有し、営繕部門とも緊密に連携し、貸付建物を良好に維持管理し、保全に努めるよう要望する。

(3) 売却等について

既存の普通財産（土地・建物）の一部に未利用・低利用地がある。これらを有効に活用することなく保有し続けることは、維持管理経費が必要となるだけでなく、売却や賃貸すれば得られたはずの収入も失われていることになる。適時、売却等の可能性について検討し、取り組むよう要望する。

(4) その他、適正な管理について

ア 規則に関して、次の問題が見受けられた。

- ① 財産の管理体制について、規則第 12 条は「課長は所管する事務所または事業所に財産保管責任者をおく」と規定しているが、指名等は行われておらず組織上不明確な実態にあった。
- ② 財産台帳の記録項目について、規則第 18 条は「価格その他別に定める財産の管理に必要な項目」としているが、別の定めはなかった。
- ③ 建物の表示について、規則第 17 条第 2 項は、区有建物標による表示を規定しているが、表示の実績はなく、実態と乖離していた。

規則制定後、約 50 年が経過している。問題を検証し、見直し等必要な対応を図られたい。

イ 普通財産貸付簿に一部未登録の貸付情報があった。また、土地の界標について一部に滅失など不適切なものがあることが認められた。いずれも、速やかに是正措置を講じる必要がある。

ウ 上記のほか、土地の登記内容を確認するための登記事項証明書の取得が、長期間行われていないものなどがあった。また、土地の界標について、長期間確認が行われていないものなどがあった。土地の適正な管理のために、土地を保管する所管課においてこれらの確認が適時適切に実施されるよう、現実的で実効ある確認のルールを検討し、対応されたい。

〔 資 料 編 〕

資料 1	監査対象の普通財産（土地・建物）及び貸付状況一覧	・・・・・・・・	18
	※財産台帳及び普通財産貸付簿に基づき作成		
資料 2	杉並区公有財産管理規則	・・・・・・・・・・・・・・・・	25

監査対象の普通財産(土地・建物)及び貸付状況一覧

資料1

(平成25年10月1日現在保有分)

土地		貸付け		建物		貸付け	
台帳名称		用途 種別	貸付先	台帳名称	延床 面積	用途 種別	貸付先
所在地	面積			所在地			

総務部職員課

杉並区職員成田防災住宅敷地 成田東四丁目	土地 884.9㎡	⇒ *		杉並区職員成田防災住宅 成田東四丁目	建物 626.81㎡		
				杉並区職員久我山寮 久我山五丁目	建物 301.4㎡		
				杉並区職員中瀬寮 下井草四丁目	建物 757.17㎡		
				杉並区職員高円寺防災住宅 高円寺南四丁目	建物 425.01㎡		

総務部経理課

成田東一丁目私道 成田東一丁目	土地 19.63㎡						
清水一丁目私道 清水一丁目	土地 40.35㎡						
和田一丁目公園残地 和田一丁目	土地 95.45㎡						
南荻窪四丁目私道 南荻窪四丁目	土地 59.09㎡	⇒ *					
住宅貸付地 阿佐谷南一丁目	土地 55.67㎡	⇒	その他 個人				
旧杉並区立富津学園 千葉県富津市篠部字浜田	土地 6,813.38㎡						
下高井戸四丁目私道 下高井戸四丁目	土地 121.06㎡	⇒ *					
和田三丁目私道 和田三丁目	土地 14.98㎡	⇒ *					
旧堀ノ内保育園残地 堀ノ内二丁目	土地 52.33㎡						
和田三丁目私道 和田三丁目	土地 1.37㎡						
和田三丁目私道 和田三丁目	土地 4.19㎡						
公共施設用代替地 成田東一丁目	土地 593.08㎡	⇒	その他 地域・町会等				
谷中公園私道 堀ノ内二丁目	土地 82.85㎡	⇒ *					
杉並会館私道 上荻三丁目	土地 59.96㎡	⇒ *					
方南一丁目私道 方南一丁目	土地 155.79㎡	⇒	その他 個人				
阿佐谷北一丁目私道 阿佐谷北一丁目	土地 33.14㎡	⇒ *					
旧南伊豆健康学園 静岡県賀茂郡南伊豆町湊 字新田谷戸	土地 16,026.48㎡	⇒ *		旧南伊豆健康学園職員住宅 静岡県賀茂郡南伊豆町湊 字新田谷戸	建物※ 806.67㎡		
		⇒ *			※全2件		
旧道路用地 下高井戸二丁目	土地 253.55㎡						

【凡例】

① *印は、公益的事業(電気、ガス、防災設備等)を表す。

② ※印のある普通財産は、別個に登録されている同種の財産や付随する財産をまとめたことを表す。面積は合計とし、その下に件数を記載

土地		貸付け		建物		貸付け	
台帳名称		用途 種別	貸付先	台帳名称	延床 面積	用途 種別	貸付先
所在地	面積			所在地			
堀ノ内一丁目私道 堀ノ内一丁目	土地 140.92㎡	⇒ *					
浜田山一丁目通路 浜田山一丁目	土地 107.83㎡						
方南一丁目155番18旧 水路敷 方南一丁目	土地 17.48㎡						
堀ノ内一丁目住宅用地 堀ノ内一丁目	土地 215.44㎡			堀ノ内一丁目住宅 堀ノ内一丁目	建物 71.86㎡		
				地下鉄連絡口 阿佐谷南一丁目	建物 54.66㎡	⇒ 公益的事 業	株式会社

区民生活部管理課

秋川研修室 東京都あきる野市五日市宇 川端	土地 2,237.35㎡	⇒ *		秋川研修室 東京都あきる野市五日市宇 川端	建物 1,179.56㎡	⇒ 事務所等	株式会社
旧湯河原すぎなみ荘 神奈川県足柄下郡湯河原 町宮上入谷	土地 3,072.01㎡	⇒ 民営化宿 泊施設 ⇒ *	株式会社	旧湯河原すぎなみ荘 神奈川県足柄下郡湯河原 町宮上入谷	建物※ 3,427.81㎡ ※全2件	⇒ 民営化宿 泊施設	株式会社
旧富士学園 山梨県南都留郡忍野村忍 草字善棚	土地 16,280.46㎡	⇒ 民営化宿 泊施設 ⇒ * ⇒ *	株式会社	旧富士学園 山梨県南都留郡忍野村忍 草	建物 3,811.87㎡	⇒ 民営化宿 泊施設	株式会社
旧弓ヶ浜学園 静岡県賀茂郡南伊豆町湊 字新田谷戸	土地 16,928.79㎡	⇒ 民営化宿 泊施設 ⇒ その他 ⇒ * ⇒ *	株式会社 個人	旧弓ヶ浜学園 静岡県賀茂郡南伊豆町湊 字新田谷戸	建物 3,976.94㎡	⇒ 民営化宿 泊施設	株式会社
旧すぎなみ自然村 群馬県吾妻郡東吾妻町大 字原町字岩櫃山	土地 185,147.21 ㎡	⇒ 民営化宿 泊施設 ⇒ * ⇒ *	株式会社	旧すぎなみ自然村 群馬県吾妻郡東吾妻町大 字原町字岩櫃山	建物※ 127,669.94 ㎡ ※全23件	⇒ 民営化宿 泊施設	株式会社

区民生活部文化・交流課

杉並公会堂用地 上荻一丁目	土地 2,882.85㎡	⇒ 公共文化 施設	株式会社
------------------	-----------------	--------------	------

区民生活部産業振興センター

成田西区民農園 成田西二丁目	土地 1,482.00㎡
浜田山第二区民農園 浜田山四丁目	土地 1,866.00㎡

保健福祉部障害者生活支援課

和泉事業所 和泉四丁目	土地 291.61㎡	⇒ 障害者福 祉施設	特定非営利活 動法人	和泉事業所 和泉四丁目	建物 334.75㎡	⇒ 障害者福 祉施設	特定非営利活 動法人
ひまわり作業所 松庵二丁目	土地 1,689.48㎡	⇒ 障害者福 祉施設 ⇒ *	社会福祉法人	ひまわり作業所 松庵二丁目	建物※ 1,362.31㎡ ※全2件	⇒ 障害者福 祉施設	社会福祉法人

土地		貸付け		建物		貸付け	
台帳名称		用途種別	貸付先	台帳名称	延床面積	用途種別	貸付先
所在地	面積			所在地			
あけぼの作業所 上井草四丁目	土地 2,792.63㎡	⇒ 障害者福祉施設 ⇒ * ⇒ *	社会福祉法人	あけぼの作業所 上井草四丁目	建物 1,365.75㎡	⇒ 障害者福祉施設	社会福祉法人
				杉並障害者福祉会館(障害者雇用支援事業団使用部分) 高井戸東四丁目	建物 562.21㎡	⇒ 障害者福祉施設	公益財団法人
久我山事業所 久我山五丁目	土地 579.47㎡	⇒ 障害者福祉施設	社会福祉法人	久我山事業所 久我山五丁目	建物 279.45㎡	⇒ 障害者福祉施設	社会福祉法人
(旧)歯科保健医療センター 下井草四丁目	土地 405.74㎡						
(仮称)下井草四丁目障害者グループホーム用地 下井草四丁目	土地 148.25㎡						
済美会貸付地 堀ノ内一丁目	土地 926.02㎡	⇒ 障害者福祉施設 ⇒ *	社会福祉法人				
(旧)大宮中学校敷地の一部 堀ノ内一丁目	土地 20.73㎡	⇒ 障害者福祉施設	社会福祉法人				
松庵二丁目重度知的障害者グループホーム用地 松庵二丁目	土地 499.9㎡	⇒ 障害者福祉施設	社会福祉法人				
				あすなろ作業所 方南一丁目	建物 949.52㎡	⇒ 障害者福祉施設	社会福祉法人
保健福祉部高齢者施策課							
				杉並区シルバー人材センター方南分室 方南一丁目	建物 553.29㎡	⇒ 事務所等	公益社団法人
堀ノ内二丁目認知症高齢者グループホーム等用地 堀ノ内二丁目	土地 2,429.06㎡	⇒ 高齢者福祉施設 ⇒ * ⇒ * ⇒ * ⇒ *	株式会社				
今川ケアハウス 今川二丁目	土地 2,167.84㎡	⇒ 高齢者福祉施設	株式会社	今川ケアハウス 今川二丁目	建物 1,990.04㎡	⇒ 高齢者福祉施設	株式会社
井草ケアハウス 井草三丁目	土地 2,479.12㎡	⇒ 高齢者福祉施設	株式会社	井草ケアハウス 井草三丁目	建物 2,477.28㎡	⇒ 高齢者福祉施設	株式会社
方南二丁目認知症高齢者グループホーム等用地 方南二丁目	土地 1,280.01㎡	⇒ 高齢者福祉施設 ⇒ *	株式会社				
高齢者在宅サービスセンター荻窪ふれあいの家用地 荻窪二丁目	土地 687.4㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人	高齢者在宅サービスセンター荻窪ふれあいの家 荻窪二丁目	建物 709.66㎡	⇒ 高齢者福祉施設 ⇒ 事務所等	社会福祉法人 公益社団法人

土地		貸付け		建物		貸付け	
台帳名称		用途 種別	貸付先	台帳名称	延床 面積	用途 種別	貸付先
所在地	面積			所在地			
高齢者在宅サービスセンター上萩ふれあいの家 上萩二丁目	土地 569.69㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人	高齢者在宅サービスセンター上萩ふれあいの家 上萩二丁目	建物 515.42㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人
		⇒ *					
		⇒ *					
特別養護老人ホーム上井草園 上井草三丁目	土地 3,943.46㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人	特別養護老人ホーム上井草園 上井草三丁目	建物 3,168.75㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人
		⇒ *					
		⇒ *					
高齢者在宅サービスセンター上井草ふれあいの家 上井草三丁目	土地 3,943.46㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人	高齢者在宅サービスセンター上井草ふれあいの家 上井草三丁目	建物 681.08㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人
		⇒ *					
		⇒ *					
高齢者在宅サービスセンター清水ふれあいの家 清水三丁目	土地 1,206.60㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人	高齢者在宅サービスセンター清水ふれあいの家 清水三丁目	建物 445.55㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人
		⇒ *					
		⇒ *					
高齢者在宅サービスセンター宮前ふれあいの家 宮前五丁目	土地 923.19㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人	高齢者在宅サービスセンター宮前ふれあいの家 宮前五丁目	建物 1,044.19㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人
		⇒ *					
		⇒ *					
永福3丁目認知症高齢者グループホーム用地 永福三丁目	土地 390.38㎡	⇒ 高齢者福祉施設	特定非営利活動法人				
高円寺北一丁目特別養護老人ホーム等用地 高円寺北一丁目	土地 1,000.11㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人				
西荻北一丁目高齢者ショートステイ施設用地 西荻北一丁目	土地 1,280.62㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人				
和泉四丁目特別養護老人ホーム等用地 和泉四丁目	土地※ 3,253.19㎡ 全4件	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人				
		⇒ *					
		⇒ *					
				高齢者在宅サービスセンター高円寺北ふれあいの家 高円寺北三丁目	建物 435.37㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人
				高齢者在宅サービスセンター下井草ふれあいの家 下井草四丁目	建物 501.91㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人
				高齢者在宅サービスセンター松ノ木ふれあいの家 松ノ木二丁目	建物 523.83㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人
				高齢者在宅サービスセンター桃三ふれあいの家 西荻北二丁目	建物 187.58㎡	⇒ 高齢者福祉施設	特定非営利活動法人

土地		貸付け		建物		貸付け	
台帳名称		用途 種別	貸付先	台帳名称	延床 面積	用途 種別	貸付先
所在地	面積			所在地			
				高齢者在宅サービスセンター八成ふれあいの家 井草二丁目	建物 213.25㎡	⇒ 高齢者福祉施設	特定非営利活動法人
				高齢者在宅サービスセンター大宮ふれあいの家 堀ノ内一丁目	建物 207.09㎡	⇒ 高齢者福祉施設	特定非営利活動法人
				高齢者在宅サービスセンター方南ふれあいの家 方南一丁目	建物 130.47㎡	⇒ 高齢者福祉施設	特定非営利活動法人
				高齢者在宅サービスセンター松溪ふれあいの家 萩窪二丁目	建物 223.5㎡	⇒ 高齢者福祉施設	特定非営利活動法人
				高齢者活動支援センター(貸付部分) 高井戸東三丁目	建物 19.4㎡	⇒ 事務所等	地域・町会等
				杉並区グループホーム高井戸 高井戸西二丁目	建物 264.7㎡	⇒ 高齢者福祉施設	株式会社
				シャローム本天沼 杉並区本天沼二丁目	建物※ 296.4㎡ ※全2件	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人
保健福祉部高齢者在宅支援課							
				杉並区地域包括支援センターケア24浜田山 浜田山一丁目	建物 95.25㎡	⇒ 高齢者福祉施設	株式会社
				杉並区地域包括支援センターケア24萩窪 萩窪五丁目	建物 89.76㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人
				杉並区地域包括支援センターケア24松ノ木 松ノ木三丁目	建物 99.38㎡	⇒ 高齢者福祉施設 ⇒ 高齢者福祉施設	医療法人 医療法人
杉並区地域包括支援センターケア24成田駐車場 成田西三丁目	土地 30㎡	⇒ 高齢者福祉施設	株式会社	杉並区地域包括支援センターケア24成田 成田西三丁目	建物 194.88㎡	⇒ 高齢者福祉施設 ⇒ 高齢者福祉施設	株式会社 株式会社
				杉並区地域包括支援センターケア24上萩 上萩三丁目	建物 89.61㎡	⇒ 高齢者福祉施設	株式会社
				杉並区地域包括支援センターケア24南萩窪 南萩窪二丁目	建物 87.62㎡	⇒ 高齢者福祉施設	社会福祉法人

土地		貸付け		建物		貸付け	
台帳名称		用途 種別	貸付先	台帳名称	延床 面積	用途 種別	貸付先
所在地	面積			所在地			

保健福祉部保育課

上水保育園清水分園 清水三丁目	土地 653.27㎡	⇒ 保育施設	社会福祉法人	上水保育園清水分園 清水三丁目	建物 343.37㎡	⇒ 保育施設	社会福祉法人
阿佐谷保育施設 阿佐谷北一丁目	土地 203.25㎡	⇒ 保育施設	株式会社	阿佐谷保育施設 阿佐谷北一丁目	建物 344.52㎡	⇒ 保育施設	株式会社
西荻窪保育施設 松庵三丁目	土地 369.19㎡	⇒ 保育施設	株式会社	西荻窪保育施設 松庵三丁目	建物 390.82㎡	⇒ 保育施設	株式会社
杉並大宙みたけ保育園 上高井戸二丁目	土地 2,300.00㎡	⇒ 高齢者福 祉施設	社会福祉法人				
		⇒ 保育施設	社会福祉法人				
荻窪三丁目用地(仮称) 荻窪三丁目	土地 1,242.06㎡						
				のほら保育園 阿佐谷南一丁目	建物 553.6㎡	⇒ 保育施設	社会福祉法人
				むさしの保育園方南分園 方南一丁目	建物 362.69㎡	⇒ 保育施設	社会福祉法人
				ひととき保育馬橋 高円寺南三丁目	建物 208.2㎡	⇒ 保育施設	社会福祉法人

都市整備部まちづくり推進課

馬橋不燃化促進住宅用 地 阿佐谷北五丁目	土地 667.46㎡			馬橋不燃化促進住宅 阿佐谷北五丁目	建物 457.29㎡		
和田不燃化促進住宅用 地 和田三丁目	土地 507.63㎡			和田不燃化促進住宅 和田三丁目	建物 406.08㎡		
地区計画道路用地(蚕糸 8-S61) 和田三丁目	土地 42.28㎡						
地区計画道路用地(蚕糸 3-S61) 和田三丁目	土地 32.38㎡						
地区計画道路用地(蚕糸 5-S61) 和田三丁目	土地 11.56㎡	⇒ その他	地域・町会等				
地区計画道路用地(蚕糸 10-S62) 和田三丁目	土地 50.08㎡	⇒ その他	地域・町会等				
地区計画道路用地(蚕糸 11-S62) 和田三丁目	土地 50.91㎡						
まちづくり用地(蚕糸1-H 3) 和田三丁目	土地 33.31㎡						
まちづくり用地(蚕糸2-H 3) 和田三丁目	土地 10.35㎡	⇒ *					
まちづくり用地(蚕糸3-H 4) 和田三丁目	土地 36.67㎡						
まちづくり用地(蚕糸5-H 4) 和田三丁目	土地 107.51㎡						

土地		貸付け		建物		貸付け	
台帳名称	面積	用途種別	貸付先	台帳名称	延床面積	用途種別	貸付先
所在地				所在地			
まちづくり用地(蚕糸4-H4) 和田三丁目	土地 10.35㎡	⇒ *					
まちづくり用地(蚕糸6-H4) 和田三丁目	土地 10.88㎡						
まちづくり用地(蚕糸7-H7) 和田三丁目	土地 201.45㎡						
まちづくり用地(蚕糸10-H11) 和田三丁目	土地 132.8㎡						
まちづくり用地(蚕糸9-H11) 和田三丁目	土地 157.87㎡						
まちづくり用地(蚕糸8-H11) 和田三丁目	土地 23.01㎡						
まちづくり用地(蚕糸15-H13) 和田三丁目	土地 31.61㎡	⇒ その他	地域・町会等				
まちづくり用地(蚕糸14-H13) 和田三丁目	土地 10.35㎡	⇒ *					
宮前二丁目まちづくり用地 宮前二丁目	土地 127.66㎡						
まちづくり用地(蚕糸16-H22) 和田三丁目	土地 10.35㎡	⇒ *					
まちづくり用地(蚕糸17-H22) 和田三丁目	土地 30.6㎡						
地区計画道路用地(気象研H24-1) 高円寺北四丁目	土地 28.88㎡						
地区計画道路用地(蚕糸H25-1) 和田三丁目	土地 9.38㎡						

都市整備部交通対策課

東高円寺自転車駐車場 和田三丁目	土地 600㎡	⇒ 自転車駐 車場	特定非営利活 動法人	東高円寺自転車駐車場 和田三丁目	建物 840.07㎡	⇒ 自転車駐 車場	特定非営利活 動法人
---------------------	------------	--------------	---------------	---------------------	---------------	--------------	---------------

教育委員会事務局庶務課

荻窪教職員住宅 荻窪一丁目	土地 1,188.68㎡	⇒ *		荻窪教職員住宅A棟 荻窪一丁目	建物※ 452.96㎡		
					※全4件		
				荻窪教職員住宅B棟 荻窪一丁目	建物※ 673.2㎡		
					※全3件		

第1章 総則

(通則)

第1条 杉並区(以下「区」という。)の公有財産(以下「財産」という。)管理事務に関しては、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課 杉並区会計事務規則(昭和39年杉並区規則第5号)第2条第1号に規定する課をいう。ただし、教育委員会事務局の課、済美教育センター及び中央図書館を除く。
- (2) 課長 前号に規定する課の長(杉並区組織規則(昭和50年杉並区規則第9号)第9条第2項に規定する担当課長及び同規則第5条に規定する行政機関に置く担当課長を含む。以下同じ。)をいう。ただし、産業振興センターにあつては次長及び就労支援担当課長、保健所の課にあつては地域保健課長、監査委員事務局及び議会事務局にあつては次長をいう。
- (3) 管理 財産を取得し、保管し、及び処分することをいう。
- (4) 保管 財産を維持し、保存し、貸し付け、及び運用することをいう。
- (5) 処分 財産を交換し、売り払い、及び譲与することをいう。
- (6) 総括 財産の管理の適正を期するため、その事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理について必要な調整をすることをいう。
- (7) 用途変更 行政財産の用途を変更し、所属換え又は所管換えにより他の用途に供することをいう。
- (8) 用途廃止 行政財産の用途を廃止し、普通財産とすることをいう。
- (9) 財務会計システム 電子計算組織を利用して財務会計に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。
- (10) 台帳 財務会計システムに記録された財産の価格その他の別に定める財産の管理に必要な事項の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をいう。

一部改正〔平成18年規則58号・19年53号・93号・21年62号・24年13号・114号・25年11号〕

(注意義務)

第3条 職員は、財産の管理にあつては、常に最善の注意をはらい、経済的かつ効果的に利用するようにしなければならない。

(事務の総括)

第4条 財産管理事務の総括は、総務部長が行う。

- 2 総務部長は、財産管理事務に関して必要があると認めるときは、課長及び教育委員会に対し、その保管する財産について報告を徴し、実地について調査をし、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

一部改正〔平成24年規則13号〕

(行政財産保管の分掌)

第5条 課の所管に属する行政財産の保管に関する事務は、それぞれ当該課長に分掌させる。

(普通財産の管理)

第6条 普通財産の管理に関する事務は、総務部経理課長(以下「経理課長」という。)が行う。

一部改正〔平成24年規則13号〕

(行政財産の用途が廃止した場合における引継)

第7条 課長は、行政財産の用途を廃止した場合は、ただちに当該財産を経理課長に引き継がなければならない。

(普通財産保管の特例)

第8条 前2条の規定にかかわらず、経理課長は、次の各号の一に該当する財産については、当該財産を所管する課長または教育委員会に協議して、引き続き保管させることができる。

- (1) 使用に堪えない財産で取壊(こわ)しまたは撤去の目的をもつて用途を廃止するもの
- (2) 使用の目的を変更するため、あらたな目的に供するまで短期間保管する必要があるもの

(3) 交換に供するため用途を廃止するもの

(4) 前各号のほか、経理課長において引継をうけ保管することが技術上困難なものまたは財産の所在地等の関係から引継をうけることが著しく不相当と認められるもの

(引継手続)

第9条 課長及び教育委員会は、その保管に属する財産の引継ぎをしようとするときは、財産引継書により、実地立会いの上、台帳の附属図面その他の参考となる資料を添えて引き継がなければならない。ただし、実地立会いの必要がないと認められるときは、これを省略することができる。

2 前項の規定による財産の引継手続が完了したときは、経理課長は、受領書を発行しなければならない。

一部改正〔平成21年規則62号〕

(行政財産の引渡し)

第10条 経理課長は、取得し保管中の財産が公用または公共用に供することと決定された場合には、すみやかに課長または教育委員会に引き渡さなければならない。

2 前条の規定は、前項の引渡しについて準用する。

(普通財産の処分の特例)

第11条 区長は、必要があると認めたときは、第8条第1号および第4号に規定する財産の処分に関する事務を、当該財産を保管する課長に分掌させることができる。

(財産保管責任者の設置)

第12条 財産の保管に関する事務を分掌する課長は、その所管する事務所または事業所に財産保管責任者をおくものとする。

2 財産保管責任者は、課長が、所属職員のうちから、担任区分を定めて、指名する。

3 財産保管責任者は、所属課長の命をうけ、その担任区分に従い、その担任する財産の保管に関する事務に従事する。

第2章 取得

(取得前の処置)

第13条 財産を購入し、交換し、または譲与もしくは寄附をうけようとする場合において、当該財産について物件または特殊の義務の排除を要すると認めたときは、経理課長は、これに関し必要な処置を講じ、支障なく取得の目的に供しうるようにしなければならない。

(寄附の受領)

第14条 課長および教育委員会は、財産の寄附の申出があつたときは、次に掲げる事項を記載した書類を経理課長に送付しなければならない。

(1) 寄附の申出

(2) 寄附の申出者が法人である場合は、当該財産の処分にかかる当該議決機関または監督庁の許可等

(3) 寄附の目的または条件

(4) 当該財産の表示、明細およびその評価価格

(5) 寄附をうけた後の当該財産の用途および利用計画

(6) 当該財産の保管状況（修繕等の必要の有無およびその必要がある場合の措置）

(7) 前各号のほか、参考となるべき事項

2 経理課長は、寄附をうける旨の決定があつたときは、すみやかに当該財産の引渡しをうけるとともに、寄附の申出者に受領書を交付し、課長または教育委員会にこの旨を通知しなければならない。

(登記又は登録)

第15条 登記又は登録をすることができる財産を取得したときは、経理課長は、速やかにその手続をとらなければならない。ただし、登記又は登録をする必要がないと認められる場合は、これを省略することができる。

一部改正〔平成21年規則62号〕

(代金の支払)

第16条 前条の財産を購入したときは、その対価は、登記または登録が完了した後でなければ支払ってはならない。

2 前条の財産以外の財産を購入したときは、その対価は、当該財産の収受を完了した後でなければ

支払ってはならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めたときは、登記もしくは登録の完了前または収受の完了前であっても、その対価を支払うことができる。

第3章 保管

第1節 通則

(土地の境界および区有建物標)

第17条 課長は、その所管する土地と隣地との境界には、界標を立て、常にその境界を明らかにしておかなければならない。

- 2 課長は、その所管する建物には、区有建物標によつて区の所有するものである旨を表示しなければならない。

(台帳の整備)

第18条 課長は、その保管に属する財産について、価格その他の別に定める財産の管理に必要な事項を財務会計システムに記録して台帳を整備し、変動のあつた都度、補正しなければならない。

- 2 課長は、前項の規定により台帳を整備する際には、台帳の附属図面その他の参考となる資料を保管しなければならない。

全部改正〔平成21年規則62号〕

(台帳価格)

第19条 財産を新たに台帳に登録する場合における当該登録すべき価格は、購入に係るものについては購入価格、交換に係るものについては交換当時における評定価格、収用に係るものについては補償金額、その他の方法に係るものについては次に掲げる区分によつてこれを定めなければならない。

- (1) 土地については、類地の時価を考慮して評定した価格
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条第1項第2号及び第3号に掲げる財産並びに建物及び工作物については、建築費又は製造費(これらによることが困難なものについては、その見積価格)
- (3) 立木竹については、その材積に単価を乗じて算定した金額(庭木その他材積を基準として算定することが困難なものについては、その見積価格)
- (4) 法第238条第1項第4号及び第5号に掲げる権利については、取得価格(取得価格によることが困難なものについては、その見積価格)
- (5) 法第238条第1項第6号及び第7号に掲げる財産のうち、株式については発行価格、出資による権利については出資金額、その他のものについては額面金額

一部改正〔平成19年規則53号・21年62号〕

(台帳価格の改定)

第20条 前条の規定により台帳に登録した財産の価格は、3年ごとに、その年の3月31日現在において、適正な時価により評定した価格に改定しなければならない。ただし、別に区長の定めるものについては、この限りでない。

(端数計算)

第21条 前2条の場合において、台帳に登録すべき価格に50円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、その端数を100円として計算する。

(現在額報告、総計算書等)

第22条 課長及び教育委員会は、その所管に属する財産につき毎年3月31日現在において現在額報告書を作成し、翌年度の4月30日までに経理課長に送付しなければならない。

- 2 経理課長は、前項の規定により送付を受けた報告書に基づき5月31日までに現在額総計算書を作成し、区長に提出するとともに、会計管理者に送付しなければならない。

一部改正〔平成19年規則53号〕

(財産の滅失、毀(き)損の報告)

第23条 課長および教育委員会は、天災その他の事故によりその保管に属する財産を滅失または毀(き)損したときは、ただちに次に掲げる事項を経理課長を経て区長に報告しなければならない。

- (1) 当該財産の台帳記載事項
- (2) 滅失または毀(き)損の日時および原因
- (3) 当該財産の被害の箇所および数量

- (4) 損害の見積価額および復旧が可能な場合における復旧費見込額
 - (5) 毀(き)損した財産の保全または復旧のためにとつた応急措置
 - (6) 前各号のほか、参考となるべき事項
- 第2節 行政財産の使用許可等

(行政財産の貸付け等)

第24条 行政財産は、法第238条の4第2項及び第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、これを貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定することができる。

2 前項の規定により、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合には、次節及び第41条の規定を準用する。

一部改正〔平成19年規則53号〕

(使用の許可基準)

第24条の2 法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途又は目的外の使用を許可することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときに限るものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人が公用又は公共用に供するため必要と認められる場合
- (2) 運輸、電気、水道又はガス供給事業その他公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合
- (3) 職員及び会館等の施設の利用者のため食堂、売店等の厚生施設を設置する場合
- (4) 隣接する土地の所有者又は使用者が当該土地の利用のため相隣関係上やむを得ないと認められる場合
- (5) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させる場合
- (6) 公の学術研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のため行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させる場合
- (7) 公共的団体若しくは公益的団体又は別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が行う公共若しくは公益上の目的のための事業又は営利を目的としない事業の用に短期間使用させる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合

一部改正〔平成19年規則53号〕

(使用許可手続)

第25条 課長は、行政財産を使用しようとする者があるときは、あらかじめ許可申請書を提出させなければならない。

2 課長及び教育委員会は、行政財産の使用の許可手続をとろうとするときは、あらかじめ経理課長に協議しなければならない。ただし、区長が別に指定する行政財産に係るものについては、この限りでない。

3 前項の規定による協議は、相手方の信用等を十分調査の上、財務会計システムに所要事項を入力するとともに、必要な図面その他の関係書類を送付することにより行うものとする。

4 課長は、使用を許可することの決定があつたときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成21年規則62号〕

(使用許可条件)

第26条 課長および教育委員会は、使用許可書の交付にあつては、次の各号に掲げるもののうち必要な条件を付さなければならない。

- (1) 使用物件
- (2) 用途
- (3) 使用期間および使用期間を更新する場合の使用期間満了前の申請
- (4) 使用料の額およびその改訂並びに使用料の不還付
- (5) 光熱水費等の実費の徴収
- (6) 使用上の制限
- (7) 転貸等の禁止
- (8) 使用許可の取消しまたは変更およびその際の損失不補償
- (9) 原状回復
- (10) 損害賠償の方法

- (11) 有益費等の請求権の放棄
- (12) 実地調査
- (13) 区を受取人とする火災保険契約の締結
- (14) 疑義の決定
(許可の取消し)

第27条 課長及び教育委員会は、法第238条の4第9項に規定する理由に該当すると認めるときは、直ちに第25条第2項から第4項までの規定の例により処理しなければならない。

一部改正〔平成19年規則53号〕

(準用規定)

第28条 第29条および第34条の規定は、行政財産を使用させる場合に準用する。

第3節 普通財産の貸付け

(貸付期間)

第29条 法第238条の5第1項の規定に基づき、普通財産を貸し付ける場合には、次に掲げる期間を超えることができない。

- (1) 臨時的使用を目的として土地及びその土地の定着物（建物を除く。）を貸し付ける場合は、2年
 - (2) 前号を除くほか、土地及びその定着物（建物を除く。）を貸し付ける場合は、30年
 - (3) 臨時的使用を目的として建物を貸し付ける場合は、1年
 - (4) 前号を除くほか、建物を貸し付ける場合は、5年
 - (5) 土地及び建物以外のものを貸し付ける場合は、1年
- 2 土地を利用するため必要な物件を当該土地とともに貸し付ける場合は、前項第5号の規定にかかわらず、土地の貸付期間の範囲内で、その貸付期間を定めることができる。
- 3 第1項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を超えることができない。
- 4 第1項第1号及び第3号の貸付期間は、前項の規定により更新する場合も当初の貸付けから通算して3年を超えることができない。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 5 第1項第2号及び第4号の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた場合は、貸付期間を別に定めることができる。

(貸付料)

第30条 普通財産の貸付料は、適正な時価により評定した額をもつて定めなければならない。ただし、第32条の規定により権利金を徴収した場合を除き、一般競争入札または指名競争入札に付して貸し付けるときは、落札価格をもつて貸付料とする。

(貸付契約の特則)

第31条 課長は、普通財産の貸付契約書には、杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号）第42条に定めるもののほか、次に掲げるもののうちから必要な事項を記載しなければならない。

- (1) 貸付期間の更新に関しては、契約期間満了の6月前を申出期限とすること。
- (2) 契約の解除に関すること。
- (3) 借受人の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合の貸付料の不還付に関すること。
- (4) 必要費、有益費等の請求権の放棄に関すること。
- (5) 借受人が都内にいない場合の管理人の選任に関すること。
- (6) 借受人の申出による分筆又は境界標示のための測量に要した実費徴収に関すること。
- (7) 原状回復に関すること。
- (8) 転貸等の禁止に関すること。

一部改正〔平成21年規則62号〕

(権利金の徴収)

第32条 建物を貸し付ける場合又は建物所有の目的で土地を貸し付ける場合で、区長が必要があると認めるときは、権利金を徴収することができる。ただし、臨時の設備をするためその他一時使用の目的で貸し付けるときは、この限りでない。

- 2 一般競争入札又は指名競争入札の方法によつて、権利金を徴収することとした普通財産の貸付けをするときは、権利金について入札を行う。

一部改正〔平成19年規則53号〕

(権利金の額)

第33条 借地権利金の額は、当該土地の適正な時価に、別表の価格相当欄に定める率を乗じて得た額とする。

2 借家権利金は、貸し付ける建物の所在する土地の借地権利金総額の100分の21に相当する額と、貸し付ける建物の現在総価格の100分の25に相当する額との合計額とする。

一部改正〔平成21年規則62号〕

(無償又は減額貸付け等の申請)

第34条 課長は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年杉並区条例第2号）第4条の規定により普通財産の無償若しくは減額の貸付け又は貸付料の減免を受けようとする者があるときは、その旨の申請書を提出させなければならない。

一部改正〔平成21年規則62号〕

(準用規定)

第35条 この節の規定は、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に準用する。

第4節 用途廃止等

(用途廃止)

第36条 課長及び教育委員会は、行政財産の用途を廃止しようとするときは、経理課長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、財務会計システムに所要事項を入力するとともに、必要な図面その他の関係書類を送付することにより行うものとする。

一部改正〔平成21年規則62号〕

(用途変更)

第37条 課長および教育委員会は、行政財産である土地または建物の用途を変更しようとするときは、経理課長に協議しなければならない。ただし、区の組織の変更による場合には、経理課長に通知することをもって、これにかえることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の協議について準用する。

3 第9条の規定は、用途を変更した場合の引継手続について準用する。

(異なる会計間の用途変更等)

第38条 財産を所属を異にする会計間において用途を変更し、または所属を異にする会計において使用させるときは、当該会計間において、有償として整理するものとする。ただし、特別の理由があるときは、無償として整理することができる。

第4章 処分

(売払価格および交換価格)

第39条 普通財産の売払価格および交換価格は、適正な時価により評定した額をもつて定めなければならない。ただし、一般競争入札または指名競争入札によつて売り払うときは、落札価格をもつて売払価格とする。

(延納)

第40条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の7第2項の規定に該当すると認められるときは、年6.5パーセント以上の利息を付し、延納の特約をすることができる。ただし、各年における延納に係る代金又は差金の納付額と利息との合計額が、当該年の当該財産の見積貸付料に満たないときは、この限りでない。

2 延納の特約をした場合には、即納金の納付があつたとき、当該財産の所有権を相手方に移転し、引き渡すものとする。

3 前項の規定により財産を引き渡したときは、相手方の売払代金又は交換差金の残金債務を担保するため、直ちに当該財産に対し抵当権を設定し、かつ、その登記をしなければならない。ただし、普通財産の譲渡を受けた者が、国又は他の地方公共団体であるときは、担保を徴しないことができる。

一部改正〔平成19年規則53号〕

第5章 補則

(価格、料金の決定)

第41条 財産の取得もしくは処分に関する価格または貸付料の決定に関しては、杉並区財産価格審議会の議を経るものとする。ただし、別に区長が定めるものについては、この限りでない。

(財産保管責任者等の注意義務)

第42条 財産保管責任者および財産管理事務に従事する職員は、特に、次に掲げる事項について注意しなければならない。

- (1) 財産の使用目的が適正であるかどうか。
- (2) 財産の維持、保存上不完全な点がないかどうか。
- (3) 財産台帳および附属図面と符合するかどうか。
- (4) 財産の増減がその証拠書類と符号するかどうか。
- (5) 土地の境界がおかされ、または不明になつていないかどうか。
- (6) 財産が不法に占拠され、または滅失もしくは毀(き)損のおそれがないかどうか。
- (7) 使用許可もしくは貸付けをした財産の使用状況が適正であるかどうか。

(帳簿)

第43条 課長は、財産管理事務を処理するため、次に掲げる帳簿のうち必要なものを備え、財産に関する一切の事項を記録整理しなければならない。

- (1) 財産総括簿
- (2) 財産増減異動整理簿
- (3) 行政財産使用許可簿
- (4) 普通財産貸付簿

2 前項の規定による記録整理は、財務会計システムに所要事項を入力することにより行うものとする。

一部改正〔平成21年規則62号〕

(様式)

第44条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

一部改正〔平成21年規則62号〕

【以下、略】